適格分割等により移転する資産等と関連を有する繰延資産の引継ぎに関する届出書

※整理番号	

税務署受付印

令和　年　月　日

税務署長殿

納税地	〒 電話(　　)　－
(フリガナ) 法人名等	
法人番号	
(フリガナ) 代表者氏名	
代表者住所	〒
事業種目	業

適格分割等により移転する資産等と関連を有する繰延資産の引継ぎについて、下記のとおり届け出ます。

記

適格分割等に係る分割承継法人等	法人名等			
	納税地			
	代表者氏名			
適格分割等の日	年　月　日			
繰延資産	種類			
	支出した金額	円	円	円
	支出した年月	年　月	年　月	年　月
	帳簿価額	円	円	円
繰延資産が関連を有する資産等	種類			
	名称			
	関連性の説明			

(その他参考となるべき事項)

税理士署名	

※税務署処理欄	部門		決算期		業種番号		番号		整理簿		備考		通信日付印	年　月　日	確認	

（規格A4）

06.06 改正

適格分割等により移転する資産等と関連を有する繰延資産の引継ぎに関する届出書の記載要領等

1　この届出書は、内国法人である法人が、適格分割等（適格分割、適格現物出資又は適格現物分配（残余財産の全部の分配を除きます。）をいいます。以下同じ。）を行った場合において、分割承継法人等（分割承継法人、被現物出資法人又は被現物分配法人をいいます。以下同じ。）に移転する資産等と関連を有する繰延資産を引き継ぐことについて、法人税法（以下「法」といいます。）第32条第５項の規定により届け出る場合に、その法人が必要事項を記載して提出してください。

2　この届出書は、適格分割等の日以後２月以内に納税地の所轄税務署長に１通（調査課所管法人にあっては２通）提出してください。

3　届出書の各欄は、次により記載してください。

(1)　「繰延資産」及び「繰延資産が関連を有する資産等」の各欄は、適格分割等により分割承継法人等に引き継ぐ繰延資産ごとに記載してください。なお、記載欄が不足する場合は、この届出書を追加して記載してください。

(2)　「繰延資産」の「種類」欄は、適格分割等により分割承継法人等に引き継ぐ法第32条第４項第２号ハに規定する繰延資産について、法人税法施行令第14条第１項各号の区分に応じ、その支出の費目を記載してください。

(3)　「繰延資産」の「帳簿価額」欄は、適格分割等の直前の帳簿価額を記載してください。

(4)　「繰延資産が関連を有する資産等」の「種類」欄は、適格分割等により分割承継法人等に移転する資産等が減価償却資産である場合にあっては、減価償却資産の耐用年数等に関する省令別表第一から別表第六までに定める種類を記載してください。

(5)　「繰延資産が関連を有する資産等」の「関連性の説明」欄は、引き継ぐ繰延資産と移転する資産等との間に関連性があると認められることの説明を記載してください。

(6)　「税理士署名」欄は、この届出書を税理士又は税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名してください。

(7)　「※」欄は、記載しないでください。

4　留意事項

○　法人課税信託の名称の併記

法第２条第29号の２に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。